

はじめに

地方公共団体が扱う情報は、市民の個人情報のみならず、様々な行政執行上の重要な情報を含んでおりますが、近年の情報通信技術の進展に伴い、地方公共団体の諸活動は様々な情報システムを活用して展開されるようになっており、その取扱いについては慎重に行う必要があります。

特に、ネットワークを介した情報の高度利用とインターネットの爆発的な普及は行政事務の在り方にも大きな変革をもたらし、市民や他の地方公共団体との情報交流等の面において利便性が高まった反面、一旦、電子情報の漏えいやシステム障害等が発生した場合には市民生活及び行政執行に多大な影響を及ぼすこととなります。

このため、市の電子情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、行政の事務執行を円滑にかつ継続的に確保するためにも必要不可欠なものであり、電子情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた情報セキュリティポリシーを作成する必要が生じて来ました。

本市の情報セキュリティポリシーは、現状の調査及び分析を行った後、一定の普遍性を備えた基本方針（相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規程）と具体的な行動や判断の統一的な基準を定めた対策基準に分けて策定したものであり、職員個々に、この情報セキュリティポリシーの遵守を義務付け、電子情報資産を適正に管理すること及びその利用は業務遂行のみに限定し目的外には利用しないものとするものです。

今後は、継続的に評価及び見直しを行いながらこの情報セキュリティポリシーの適正な運用を行い、本市の電子情報資産の利用並びに管理における市民への安心の提供と行政の円滑な事務執行を図ってまいります。